

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



平成31年4月

CONTENTS

	頁
◆政策協議会のご報告	2
◆理事会及び交付金運営委員会のご報告	2
◆適正化評議委員会のご報告	2
◆第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会のご報告	3
◆青年塾開催結果について	4
◆青年部会 イベント「働くクルマ大集合」について	4
◆ゴールデンウィーク 車検場も10連休 車検切れ注意	5
◆年次有給休暇の5日取得義務化について	5
◆4/1 標準貨物自動車運送約款が変更されました	6
◆春の全国交通安全運動	8
◆2019年度 引越講習 日程等 日程のみ先行案内	8
◆「引越事業者優良認定制度」申請受付開始に伴う説明会について	8
◆運行管理者 基礎講習のご案内	9
◆運行管理者 一般講習のご案内	9
◆「高さ指定道路」指定要望について	10
◆事業用自動車の荷主先常駐(持ち帰り)の禁止について	11
◆定期点検整備促進運動の実施等について	11
◆2019年度 第43回近代化融資制度のご案内	12
◆2019年度 通常総会のご案内	13
◆全日本トラック協会関係表彰 受賞者	14
◆新入会員様のご紹介	14
◆会員様の所在地名称・変更等	14
◆支部事務所の所在地名称・変更等	14

～～ ご意見ご相談等をお寄せ下さい。 ～～

一般社団法人三重県トラック協会
<http://www.santokyo.or.jp>
 TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



◆ 政策協議会のご報告

平成30年度第5回政策協議会を開催しました。

○政策協議会（支部長会）

日時 平成31年3月5日（火）12:30～

場所 ホテルグリーンパーク津

出席者 小林会長ほか各支部長9名及び専務理事
平成31年度事業基本方針案及び概算予算案等についてご協議頂きました。



◆ 理事会及び交付金運営委員会のご報告

日時 平成31年3月13日（水）12:30～

場所 ホテルグリーンパーク津

出席者 理事23名（総数25名）、監事1名、青年部2名
出席のもと、開催されました。



開催にあたり、小林会長より、「本日は、各委員会（業務・適正・広報）及び政策協議会の報告を受け、平成30年度交付金会計及び一般会計の予算執行状況の承認と平成31年度の事業計画案及び収支予算案の承認について、ご審議頂きたい」等の挨拶を行った後、事務局より報告事項の説明を行い、引き続き議案の審議に入りました。全ての議案について異議なく承認されました。

☆三重県トラック協会関係

【報告事項】①各委員会からの報告
②定款23条による職務執行状況について

【議事事項】

- 第1号議案 平成30年度交付金及び一般会計予算執行状況の承認について
- 第2号議案 平成31年度事業計画案・収支予算案の承認について
- 第3号議案 協会役員の選任等に関する内規について
- 第4号議案 平成31年度近代化融資第1次推薦について
- 第5号議案 会費未納会員（資格喪失）の取扱について
- 第6号議案 今後の行事日程の調整について

★陸災防三重県支部関係

平成31年度事業計画概要(案)並びに労働災害発生状況について、事務局から一括して説明を行い、異議なく承認されました。

◆ 適正化評議委員会のご報告

日時 平成31年3月26日（火）12:00～

場所 ホテルグリーンパーク津 木犀の間

出席者 評議委員6名（学識経験者、マスコミ関係者、荷主関係者、労働組合関係者、一般消費者関係者、運送事業者関係者）

参考人2名（三重運輸支局長、三重運輸支局 輸送・監査担当 運輸企画専門官）

適正化実施機関7名（小林会長、中川適正化事業本部長、伊藤専務理事、川方事務局、適正化指導員（3名））

- 【協議事項】
- ① 平成30年度適正化事業の報告
 - ② 巡回指導結果の報告
 - ③ 平成31年度適正化事業の計画

以上について、承認されました。

◆ 第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会のご報告

日 時:平成31年3月19日(火) 13時30分～15時30分

場 所:プラザ洞津 3階 孔雀の間

(委員15名のうち出席委員13名 委員長 名城大学経済学部教授 山本 雄吾氏)

三重県のトラック運送業における取引環境及び労働時間の改善に向けた環境整備を図るため、第11回協議会が上記日時にて開催されました。

協議会では、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の展開について、中部運輸局三重運輸支局、三重労働局労働基準監督署、三重県トラック協会の順に取組の説明が行われた後、中部運輸局より、最近のトラック行政の取組 また、三重労働局より、トラック運送業の働き方改革に向けた厚生労働省の取組の説明が行われました。



(1) 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて

中部運輸局三重運輸支局より、ガイドラインの周知についての説明が行われた。

(2) 荷主あて啓発を目的とした新聞広告の掲載について

三重県トラック協会より、働き方改革関連法が4月からスタートするにあたり、三重県協議会の名前で「トラック輸送の業務改善 待ったなし!」の内容で新聞広告並びに啓発パンフレットを荷主企業に送付することについて承認を求めた。

新聞広告 日本経済新聞 中部支社版で3月25日(月)

中日新聞 三重版で3月25日(月)～29日(金)のいずれかの1日

啓発パンフレット

会員から頂いたデータをもとに約1700社の荷主企業に向け3月末に送付

異議なく承認された。

(3) その他

中部運輸局より、最近のトラック行政の取組等についての説明が行われた。

1. 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について
2. 平成31年アドバンス事業及び今後の協議会について

・荷待ち件数が特に多い分野(加工食品、建設資材、紙・パルプ)で輸送品目別懇談会を開催し、そこで得られた改善策等について展開・浸透を図るべく、各運輸局単位で地方懇談会を設置するとともに、管内の各地方協議会に対し横展開を行う。

・地方懇談会ごと輸送品目に係る実証実験を実施し、改善策に係る効果を検証する。

3. 「ホワイト物流」推進運動の進め方について

・まずは、できるだけ多くの企業等に「ホワイト物流」推進運動に参加して頂くことが重要とし、より多くの企業等の参加を得るため、関係団体を通じた呼びかけを行うほか、主要企業等に対しては、参加要請文を直接送付するとともに、呼びかけを行った旨を公表する。

【対象企業等】 上場企業(約3700社)、地域の主要荷主等(各県で50社程度)

「ホワイト物流」とは

トラックドライバー不足に対応して、国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、経済成長に寄与するため、トラック輸送の生産性向上と物流の効率化、女性や高齢層を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現に向けて関係者が連携して取り組む運動

三重労働局より、トラック運送業の働き方改革に向けた厚生労働省の取組についての説明が行われた。

1. トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業
2. 中小企業・小規模事業者に対する働き方改革推進支援事業
3. 2019年度予算について
4. 中小企業の労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・中小企業庁への通報制度の強化

◆ 青年塾開催結果について

3月3日(日) ディ・グランド・ドルチェ津において青年塾を開催し、23名の方に参加頂きました。

講師にフィットネスビキニ日本チャンピオン 安井友梨 様を招聘し「美と健康」についての講演会を行いました。

大きな目標ではなく、できることから少しずつ積み上げていくことが大事。日常すぐできる簡単なトレーニングや食事についてお話いただきました。



◆ 青年部会 イベント「働くクルマ大集合」について

◇鈴鹿サーキットより、イベント「働くクルマ大集合！」への協力依頼がありました。イベントを通じ、来場者に運送業界のイメージ向上や社会的役割の認知等につながればと考え、青年部会で協力することとなりました。

このイベントは、ゴールデンウィーク期間中に小学生以下のお子さまとそのファミリー向けに開催されております。

**ご協力いただく会員様の車両の展示や、車両のパフォーマンスをさせていただきます。
ご家族お揃いでぜひご来場ください。**

<開催概要>

「働くクルマ大集合！」

(主催：(株)モビリティランド 鈴鹿サーキット)

2019年 **4月 29日** (月・祝) ~ **5月 6日** (月・祝) 9:00~17:00

鈴鹿サーキット内「GPスクエア」



	3日 (木・祝)	4日 (金・祝)	5日 (土)	6日 (日)
10:00	トラックの日開催前夜祭クイズ大会 (この日限りクイズ大会開催)			
11:00	日本トラック協会展示場 「トラック・トラック・トラック」	日本トラック協会展示場 「トラック・トラック・トラック」	日本トラック協会展示場 「トラック・トラック・トラック」	日本トラック協会展示場 「トラック・トラック・トラック」
12:00	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」
13:00	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」
14:00	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」
15:00	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」	三菱重工トラック展示場 「トラック・トラック・トラック」

◆ ゴールデンウィーク 車検場も10連休 車検切れ注意

今年のゴールデンウィークは、土・日、祝日・休日、あわせて10日連続日程です。

会員各社におかれましても、お取引先との状況により、例年より長い休暇とされる事業所も多くなると思われませんが、この時期の車検にご注意ください。

三重運輸支局の車検場も
4/27～5/6の間
10連休となります。

うっかり車検切れにご注意を！

2019年のゴールデンウィーク

三重運輸支局・検査場						
日	月	火	水	木	金	土
4月						
21 休み	22 やや混雑	23	24	25 混雑	26	27 休み
4月			5月			
28 休み	29 昭和の日	30 休日	1 (新天皇即位)	2 休日	3 憲法記念日	4 みどりの日
5月						
5 子どもの日	6 振替休日	7	8 混雑	9	10	11 休み

◆ 年次有給休暇の5日取得義務化について

働き方改革の一環として労働基準法の改正により、4月から年10日以上**年次有給休暇**が付与される労働者に対して、**年次有給休暇日数**のうち**年5日**については使用者が**時季**を指定して取得させることが義務づけられました。

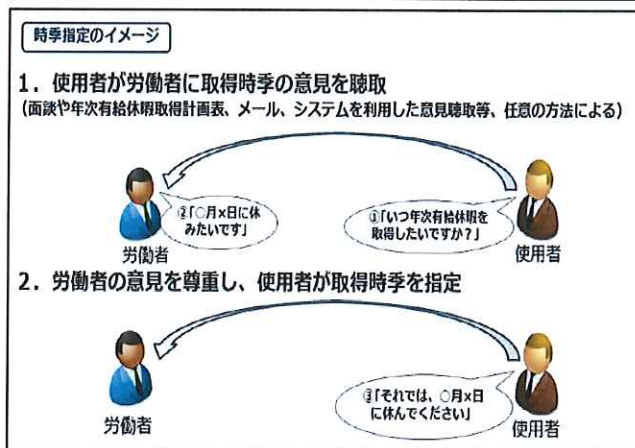
時季指定については労働者の意見を聴取し、できる限り労働者の希望に沿った取得時季となるように務めなければなりません。

すでに有給休暇を取得している労働者には、年5日の時季指定の義務日数から、取得日数分減算した日数が義務日数となります。

- ・時季指定の対象となる労働者の範囲、時季指定の方法等について就業規則に記載が必要です。
- ・年次有給休暇の取得を管理するため、年次有給休暇管理簿を作成し3年間保管してください。年次有給休暇管理簿は労働者ごとに作成し、時季、日数、基準日を記載します。

詳しくは 厚生労働省 「年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」をご覧ください。

検索 厚生労働省 有給休暇 5日



◇労働セミナーを開催します 有給休暇を取得させることの義務についてセミナーでご確認下さい

(FAXでご案内済み)

・津会場 **4月18日(木)14:40~**
三重県総合文化センター 生涯学習センター棟 4階 大研修室
建物入口のサインカラー 緑 が目印です

・四日市会場 **4月25日(木) 14:40~**
三重県トラック協会(四日市) 北部輸送サービスセンター

内容

*本年4月からの働き方改革一連の改正内容と、すぐに対応しなければならない有給休暇の取得義務化 についてのセミナーです。

- ① 働き方改革関連法について 制度の概要 これからの取り組み方など
- ② 年次有給休暇の5日取得義務化について 運送業での有給休暇の取り方など

4/18 講師 総合経営労務センター 顧問 田中克己 様

4/25 講師 伊勢労務管理事務所 所長 浅野 敦 様

別紙でお申し込み下さい。

◆ 4/1 標準貨物自動車運送約款が変更されました

(H31年4月1日施行)

商法改正(商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行)に伴い、標準貨物自動車運送約款等が4月1日改正され施行されました。平成29年11月に改正されて以降、再度の改正になります。これにより、4/1以降は **新しい標準運送約款を適用することになります。**

1. 改正約款の種類

施行：平成31年4月1日

- ・標準貨物自動車運送約款 (平成2年運輸省告示第575号。以下「標準運送約款」)
- ・標準宅配便運送約款 (平成2年運輸省告示第576号。以下「宅配便約款」)
- ・標準引越運送約款 (平成2年運輸省告示第577号。以下「引越約款」)
- ・標準貨物軽自動車運送約款 (平成15年国土交通省告示第171号。以下「軽運送約款」)
- ・標準貨物軽自動車引越運送約款 (平成15年国土交通省告示第172号。以下「軽引越約款」)
- ・標準霊きゆう運送約款 (平成18年国土交通省告示第1047号。以下「霊きゆう約款」)
- ・標準貨物自動車特定信書便運送約款 (平成27年国土交通省告示第1163号。以下「信書便約款」)
- ・標準貨物軽自動車特定信書便運送約款(平成28年国土交通省告示第247号。以下「軽信書便約款」)

- ・標準貨物自動車利用運送約款 (平成2年運輸省告示第579号)
- ・標準貨物自動車利用運送(引越)約款 (平成2年運輸省告示第580号)

付録

平成31年4月1日施行 最新 **標準貨物自動車運送約款** を同封しています。

下記 ①-A 該当の会員様は、営業所に掲示しご利用下さい。(2枚で一組です)

他の標準運送約款は、インターネットで検索し入手して下さい。(施行日、平成31年4月1日を確認)印刷できないなど、入手困難な場合は、トラック協会にご相談ください。

2. 必要な手続

- ① H29/11月改正の標準約款 適用中の会員様
「積込料」「取卸料」「待機時間料」運輸局届出済み → **A. 4/1最新標準約款に移行(行政手続き不要) 約款掲示を 最新約款にかえるのみ**
- ② 29/11月改正の標準約款に移行していない会員様
「積込料」「取卸料」「待機時間料」を届出していない → **B. 4/1最新標準約款に移行(行政手続き必要) 運輸局に 運賃料金属届出 提出**
- ※ 1. 旧約款での継続を選択した会員様
※ 2. 完全独自約款で認可を受けた会員様
※ 3. 前回 手続きしていない会員様
- **または**
C. 独自約款の認可申請(行政手続き必要) 国土交通大臣に 約款認可申請書 提出

①は行政手続きは必要ありません。同封の最新 運送約款 (H31年4月1日施行)を営業所に掲示して下さい。

②に該当する場合は、今回 B または C での行政手続きが必要です。

②該当会員様対象

(対象会員様にはFAXでご案内済みです)

運送約款変更 手続き説明会

労働セミナーの前に開催します。別紙でお申し込み下さい。

・津会場 **4月18日(木)14:00~**
三重県総合文化センター 生涯学習センター棟 4階 大研修室
建物入口のサインカラー 緑 が目印です

・四日市会場 **4月25日(木) 14:00~**
三重県トラック協会(四日市) 北部輸送サービスセンター

・BとC いずれも「積込料」「取卸料」「待機時間料」を設定し5月7日までに手続きを行って下さい。
Bは 必要書式 をお渡します。正しく手続きがされないと国交省の行政処分対象となります。

講師 中部運輸局三重運輸支局担当官

※平成30年12月14日公布の貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律により、運送の役務の対価としての運賃と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金とを区分して収受する旨が明確に定められていることが必要です。料金として 積込みまたは取卸しに対する対価を「積込料」「取卸料」とし、荷待ちに対する対価は「待機時間料」と、明確になっている必要があります。

3. 改正の概要

(1)電磁的方法による送り状の提供（改正商法第 571 条関係）

荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

〔関係条項〕 標準運送約款第8条、宅配便約款第3条、軽運送約款第8条

(2)危険物に関する通知義務（改正商法第 572 条関係）

荷送人は、運送品が危険物であるときは、その引渡しの前に、運送人に対して、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。

〔関係条項〕 標準運送約款第15条、
宅配便約款(新設(第7条の2))、軽運送約款第15条

(3)運送賃の請求権（改正商法第 573 条関係）

標準運送約款及び軽運送約款について、運送人は、運送品の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたとき又は運送人が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷が生じた運送品に係る運賃、料金を請求できないこととする。また、霊きゆう約款も、同様の改正。

〔関係条項〕 標準運送約款第35条、
軽運送約款第35条、霊きゆう約款第19条

(4)運送人の損害賠償責任（改正商法第 575 条関係）

損害賠償責任の内容及び立証責任に関する規定を明確化。

〔関係条項〕 標準運送約款第39条、宅配便約款第21条、引越約款第22条、軽運送約款第39条、
軽引越約款第22条、霊きゆう約款第23条、信書便約款第31条、軽信書便約款第31条

(5)損害賠償の額（改正商法第 576 条関係）

損害賠償額の算定について、運送品が滅失又は損傷した場合、引渡しされるべき地及び時における運送品の価格によって定める。

〔関係条項〕 標準運送約款第47条、軽運送約款第46条

(6)高価品に関する特則の適用除外（改正商法第 577 条関係）

運送委託時に通知のなかった高価品の滅失等に関して運送人が免責される旨の規定で ①運送契約の締結の当時、運送人が運送品を高価品であると知っていた場合 ②運送人の故意又は重大な過失によって運送品の滅失、損傷又は延着が生じた場合、には適用されない。

〔関係条項〕 標準運送約款第45条、軽運送約款第44条

(7)運送品の供託・競売等（改正商法第 582・583 条関係）

運送品を競売する場合の手続について、損傷等による価格の低落のおそれがある運送品については、運送品の処分につき指図すべき旨の催告なく競売に付することができる。

〔関係条項〕 標準運送約款第25条、軽運送約款第25条

(8)荷受人の権利の行使による荷送人の権利の喪失（改正商法第 581 条関係）

運送品の処分権に係る規定について、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失した場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人はその権利を行使することができない。また、霊きゆう約款も、同様の改正。

〔関係条項〕 標準運送約款第27条、宅配便約款第15条、引越約款第13条、軽運送約款第27条、
軽引越約款第13条、霊きゆう約款第13条、信書便約款第25条、軽信書便約款第25条

(9)運送人の責任の消滅（改正商法第 584・585 条関係）

運送品に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合における運送人の責任の消滅に関する規定について、利用運送人が実運送人に対し求償する場合においては、所定の通知期間を、利用運送人が通知を受けた時から2週間を経過する時まで延長されたものとみなす。

〔関係条項〕 標準運送約款第46条、宅配便約款第24条、引越約款第25条、
軽運送約款第45条、軽引越約款第25条、信書便約款第34条、軽信書便約款第34条

また、運送人の責任の消滅時効に関する規定について ①運送品の受取の日から1年以内に裁判上の請求をしなければ運送人の責任は消滅する(除斥期間) ②この期間は、損害発生後に限り合意により延長することができる ③利用運送人が実運送人に対し求償する場合においては、①の期間を、利用運送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた時から3か月を経過する時まで延長されたものとみなす。霊きゆう約款も同様の改正。

〔関係条項〕 標準運送約款第49条、宅配便約款第27条、引越約款第27条、軽運送約款第48条、
軽引越約款第27条、霊きゆう約款第29条、信書便約款第37条、軽信書便約款第37条

(10)貨物引換証（現行商法第 571～575 条、第 584 条）

貨物引換証に関する規定を改正又は削除。

〔関係条項〕 標準運送約款第13条、第21条、軽運送約款第13条、第21条

(11)その他所要の改正（表現の適正化等）

◆ 春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動が実施されます。会員様各社におかれましても、乗務員様への適切な指導により安全運行が行われますよう安全運動の展開をお願いします。

春の全国交通安全運動 **5/11(土)～20(月)**までの10日間

【重点項目】

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と
高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

チラシを同封しています

～歩行者にやさしい三重づくり作戦～
(三重県警察)

「歩道・横断歩道では人優先」
止まっていますか“横断歩道”
守っていますか“交通ルール”

◆ 2019年度 引越講習 日程等

日程のみ先行案内

引越サービスのレベル向上を目標とし、引越約款や関係法令に習熟した担当者を育成し能力向上につなげるための「引越講習」を全日本トラック協会とともに開催しています。また、引越事業者の優良認定制度・引越安心マークの取得もお勧めしています。

本年度の「引越基本講習」「引越管理者講習」は下記にて開催しますのでご案内申し上げます。

「引越基本講習」

引越業務に携わる方に
受講をお勧めします

- ・対象 引越業務実務者(予定の方も受講できます)
 - ・日時 **8月1日(木)**10:30～16:00予定
 - ・場所 三重県トラック協会(津)
 - ・内容 標準引越約款等、引越に係る基本知識
- ※標準約款が改正されましたので、今までに基本講習修了済みの方も 受講をお勧めします。

「引越管理者講習」

引越実務レベルアップのための「管理者講習」
平成17年度以降の「引越基本講習」を修了した方のみ受講できます

- ・対象 平成28年度以前の「引越管理者講習」修了者は、再受講による更新が必要です。
- ・日時 **8月21日(水)**10:30～16:00予定
- ・場所 三重県トラック協会 北部輸送SC(四日市)
- ・内容 問題解決の手法と事例研究(グループ討議)

「基本講習・管理者講習」の 受講申し込み等詳細は、来月ご案内します。

◆ 「引越事業者優良認定制度」申請受付開始に伴う説明会について

「引越事業者優良認定制度」説明会

別紙でお申し込み下さい

内容 (1)引越事業者優良認定制度の概要について
(2)引越事業者優良認定制度の申請方法

全日本トラック協会で行われる説明会をライブ映像でご覧いただく説明会です。

日時: **5月13日(月)** 10:00～12:00
場所: 三重県トラック協会 津
津市桜橋三丁目53-11 TEL 059-227-6767



◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

運行管理者基礎講習は下記日程で開催される予定です。 3月末現在発表分
 運行管理者試験の受験資格要件ならびに補助者の資格要件を満たす運行管理者基礎講習です。

運行管理者基礎講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		同機構のホームページ 講習のご予約から お申込み下さい
2019年 5/15(水)~5/17(金) 6/5 (水)~6/7 (金) 6/25(火)~6/27(木) 11/20(水)~11/22(金)	四日市 北部輸送サービスセンター 津 メッセウイングみえ 津 メッセウイングみえ 津 メッセウイングみえ	
2020年 1/22(水)~1/24(金) 1/28(火)~1/30(木)	四日市 北部輸送サービスセンター 四日市 北部輸送サービスセンター	
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		ローカルネットワークシステム協 同組合連合会のホームページ 基礎講習開催のご案内→受 講申込書でお申込み下さい
2019年 7/6(土)~7/8(月)	松阪地区輸送サービスセンター	

◆ 運行管理者 一般講習のご案内

運行管理者一般講習は下記日程で開催される予定です。 3月末現在発表分
 下記の受講対象に該当する運行管理者の皆様はご予約いただきますようお願い申し上げます。

◇ 受講対象者

- ①運行管理者に新たに選任された方
- ②運行管理者として選任されている方で今年度の対象者（2年度に1度受講下さい）
- ③前回受講できなかった運行管理者の方

左記①~③のいずれかに該当する方は
 受講して下さい

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい】
 今年度対象者は、前回の受講が29年度(2017年度)
 の方および2年度以上受講されていない方です。

運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		同機構のホームページ講習のご予約からお申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/ 開催時期に合わせて、順次予約が始まります
2019年 6/12(水) 6/19(水) 9/18(水) 10/11(金) 10/17(木) 10/18(金) 10/24(木) 10/25(金)	四日市 北部輸送サービスセンター 四日市 北部輸送サービスセンター 四日市 北部輸送サービスセンター 四日市 北部輸送サービスセンター 四日市 北部輸送サービスセンター 四日市 北部輸送サービスセンター 津 メッセウイングみえ 津 メッセウイングみえ	
2020年 2/14(金) 2/21(金)	津 メッセウイングみえ 四日市 北部輸送サービスセンター	
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 ホームページ 一般講習開催のご案内から 受講申込書でお申込み下さい
2019年 5/24(金) 5/25(土) 7/19(金) 7/20(土) 7/28(日)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター 津 三重県トラック協会 松阪 松阪地区輸送サービスセンター 津 三重県トラック協会 尾鷲 尾鷲研修センター	

ご注意

平成24年4月16日以降に選任届出された 運行管理者の方で、これまで一度も
 基礎講習 を受講されたことがない場合は 基礎講習の受講が必要となります。

◆「高さ指定道路」指定要望について

一般道を通行する車両の高さ限度は3.8mまでですが「高さ指定道路」については高さ4.1mまでの通行が可能です。

道路の保全および交通の危険防止などに支障がない道路であれば、新たに「高さ指定道路」として追加する要望を行うことが可能で、トラック協会は「背高国際海上コンテナ」等の輸送ルートについて、追加指定要望を取りまとめ「背高車両委員会」を経て、警察庁、国土交通省へ要望を行っています。

・海コン輸送ルート等において 新たな「高さ指定道路」の要望がございましたら 下記にてお願い申し上げます。

- ・背高海上コンテナに限らず、積載物が単体物であり、要望する区間を含む経路を継続、反復して使用する場合 要望可能です
- ・要望の方法や詳細は、全日本トラック協会のホームページでご確認下さい。

全日本トラック協会ホームページ <http://www.jta.or.jp/>

「新着情報 2019/04/09 背高国際海上コンテナに係る 令和元年度「高さ指定道路」追加指定要望とりまとめについて」

◇各団体別とりまとめ種別

- 背高国際海上コンテナ等の輸送
.....(公社)全日本トラック協会
- 車両の陸送(キャリアカー等)
.....(一社)日本陸送協会
- 貨物鉄道等の輸送
.....日本貨物鉄道(株)
- プレハブ住宅の部材等の輸送
.....(一社)住宅生産団体連合会

◇要望ご相談 6月初旬までにご利用します

◇書類提出締切 6/28(金) 全ト協 必着

「高さ指定道路」であるかどうかは、国土交通省の「特殊車両通行許可のオンライン申請システム」(簡易算定)で確認できます。

なお 右の①～④に該当する場合は 要望できません。

- ① トンネル、高架橋等 物理的不可能区間を含む場合
- ② 「大型車進入禁止」など禁止区間を含む場合
- ③ 過去3年間、たびたび要望されているにも関わらず、指定されていない道路
- ④ 生活道路等を含む場合
(特に駅前、スクールゾーン、住宅街など)

※ 自動車運搬用セミトレーラについては、日本陸送協会にて取りまとめています。

◇背高国際海上コンテナの「高さ指定道路」通行に関するご注意

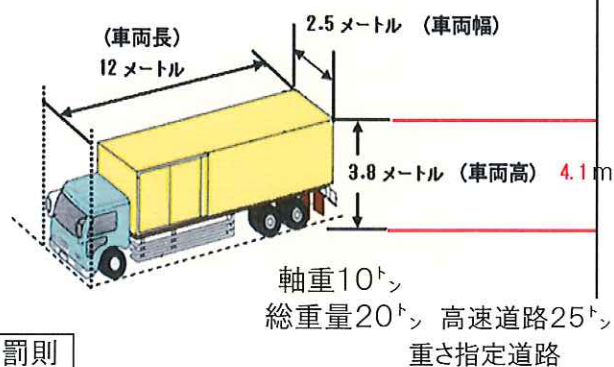
- ・9フィート6インチ(2,896mm)のハイ・キューブコンテナ(背高コンテナ、クンロク)積載状態では、高さが3.8mを超えるため、「高さ指定道路」内を通行しなければ道路法(車両制限令)違反です。

このため、経路の一部が「高さ指定道路」でない場合は「特殊車両通行許可」が必要で、加えて『出発地の警察署長の制限外積載許可』も必要となります。ご注意ください。

- ・「高さ指定道路」内であっても、車両制限令の一般的制限値(右図参照)を超える場合は「特殊車両通行許可」が必要です。
- ・「特殊車両通行許可」を受けた場合も、許可を受けた経路以外を通行すると違反になりますのでご注意ください。

一般的制限値(概略)

□ 車両の幅・長さ・高さ



罰則

違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人も同じように科されます。

例: 車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は100万円以下の罰金です (道路法第102条第1項)

◆ 事業用自動車の荷主先常駐(持ち帰り)の禁止について

最近、認可車庫以外である荷主先や関連会社等への常駐及びドライバーの自宅付近などへの違法な車両の持ち帰りがあるとの通報が、三重運輸支局やトラック協会へ寄せられております。

三重運輸支局が実施する監査において、車両の持ち帰りと確認された場合は、事業計画違反（無認可車庫）となり、20日の車両停止処分となります。（再違反の場合は40日となります。）

また、認可営業所・車庫での対面点呼の実施ができないため、点呼未実施として取り扱われ、最高30日間の事業用停止の処分となります。（再違反の場合、最要事業許可の取り消しとなります。）

事業用自動車の適切な管理と確実な点呼の実施（対面点呼）を運行管理者及び乗務員への指導と併せてお願いします。

【根拠となる法・規則・条項等】

- ・貨物自動車運送事業法
第8条第1項、第9条第1項、第17条第4項
- ・貨物自動車運送事業法施行規則
第2条第1項第4号
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則
第6条、第7条



◆ 定期点検整備促進運動の実施等について

今般（一社）日本自動車整備振興会連合会より、「定期点検整備促進対策要綱」に基づき標記運動を実施する旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、本運動の一環として使用される自動車の前面ガラスに貼付する点検整備ステッカーが、国土交通大臣より指定されましたことを併せてお知らせいたします。

（以下、定期点検整備促進対策要綱より抜粋）

1. 目的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境保全を図るため、本要綱により、定期点検整備の実施の普及及び促進を図る。
なお、本運動は、自動車点検整備促進運動と連携して実施するものとする。

2. 実施期間

平成31年4月1日より令和2年3月31日までとする。
なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

3. 普及・促進対策

- (1)自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
- (2)自動車使用者に対する自動車の構造及び点検・整備に関する知識の向上促進
- (3)自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進
- (4)点検整備済ステッカーの貼付等

「定期点検整備促進対策要綱」については、以下の全日本トラック協会ホームページをご覧ください。
http://jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/pdf/tenken_sokushin.pdf

◆2019年度 第43回近代化融資制度のご案内

トラック協会では三重県本社の会員事業者を対象に、利子補給を行うことにより低金利で設備投資資金の融資が受けられる融資制度を設けています。2019年度分として、次の2種類の融資制度について公募を行いますのでご活用頂きますようご案内いたします。

対象者 三重県内に本社を置く、貨物自動車運送事業法による許可を受けた会員
及びその共同体並びにその**持株会社** (傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)

融資対象物 **2019年4月1日～2020年3月31日** までに実施する下記の資金

一般融資

- ①トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - a 事務機器(コンピュータ・ファクシミリ・コピー機・MCA機器・ソフトウェア)の購入資金
 - b 設備の「補修・改修」資金
 - c 配送センター・物流施設等の敷地内に太陽光発電設備を設置する資金
- ② 福利厚生施設の設備に要する資金
- ③ 荷役機械・車両の購入び改造に要する資金
- ④ 低公害車(ハイブリッド車・CNG車の導入)・省エネ関連機器(全協指定のEMS機器等)

ポスト新長期 融資

排出ガス規制が平成21年規制以降の車両
(LDG, TKG, 2PG等の識別記号の1桁目がL, M, R, Q, S, T, 2の車両)
※融資対象となるのは車両代(税込)です。登録諸費用等は対象外です。

融資条件等

一般融資は第40回・41回・42回の借入合計額が限度額に達している場合、全額償還後でないとお申込みいただけません。又、それ以外で現在返済中の場合は、申込み可能金額をトラック協会へおたずね下さい。

種類	一般融資	ポスト新長期融資
予算	25億円	
融資利率	1.0% (2019.4.1 現在)	
利子補給率	0.3%	
実質金利	0.7% (2019.4.1 現在)	
償還期間	設備10年以内 車両 5年以内	5年以内
限度額	会員3,000万円 組合 1億円	3,000万

必要書類

下記申込書類を **三重県トラック協会** へ提出下さい。

- ・①融資推薦申込書(資金使途・担保・組合加入状況等)
※商工中金へ出資している組合に加入(未加入の場合は加入予定)が条件です。
- ・②企業要項(資本金・規模・従業員数・業績2期分・取引銀行等)
- ・③事業計画書(計画概要・借入金額等)
- ・④承諾書

協会HPより
ダウンロードして
ください

添付書類

*【設備等の内容が分かる書類】

- 【土地購入の場合】公図、所在地図、契約書、造成工事の注文書又は見積書
- 【建物の場合】平面図、所在地図、契約書又は見積書
- 【その他・車両等】注文書又は見積書

*【返済予定表など借入がわかる書類】(つなぎ融資の場合のみ)

※つなぎ融資は対象金額分のみを手形か当座借入にて行ってください。

取扱金融機関

商工中金 津 支店 TEL 059-228-4155
" 四日市支店 TEL 059-351-4871

融資推薦通知日 申込みに対する融資推薦は、理事会で決定します。

◆【次回決定日 2019年5月22日(水)】→【書類締切日 2019年5月15日(水)】

書類は随時
受付をして
おります

【それ以降 「7月」「10月」「1月」の理事会】→【書類締切日 各理事会の一週間前】

※融資募集枠の関係上、申込順で締切ることがございます。予めご了承下さい。
※推薦通知書を受取り後、上記金融機関にて借入の手続きを行ってください。



お問合せ先:三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767
〒514-8515 津市桜橋3丁目53-11

注 意 点

- * 自己資金で支払ったものについては対象になりません。
- * 投資対象期間内で既に代金の支払いが終わっているものについては、金融機関からの借入金にて支払ったもの、または約束手形により実際の支払いが先送りされているもののみ、本制度の融資金を一括返済・一括組戻にあてることを条件に申し込むことができます。
- * 2019年4月～2020年3月迄に設備・車両等の購入及び借入を実施すること
- * 所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用が一部の組合で可能です。
(詳しくは所属組合へお問い合わせください。)
- * 登記費用や登録諸費用等は、推薦金額に含めません。
- * 融資利率が利子補給率を下回る場合は、融資利率と同率といたします。

そ の 他

車両以外の投資で、1億円を超えるものについては、全日本トラック協会の融資制度が別途ありますのでご利用下さい。投資額の30%を限度として申込みできます。

※募集は6月ごろになります。

◆ 2019年度 通常総会のご案内

平素は、協会運営に対しご支援ご協力を頂き心より感謝申し上げます。

下記により2019年度通常総会を開催致します。万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

三重県トラック協会 本部・陸災防三重県支部

開催日時:2019年6月19日(水) 15時00分

開催場所:ホテルグリーンパーク津 6階

津市羽所町700 TEL 059-213-2111

◇ 議事

第1部:一般社団法人三重県トラック協会総会

第2部:陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部総会

第3部:運転者表彰式

◇ 懇親会(午後5時15分～6時30分)

総会終了後、懇親会を開催しますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い致します。

総会の開催通知と出欠ハガキは『総会資料・会員名簿』と一緒に6月郵送致します。

各支部の総会日程

支部	開催日	場所
桑員	5月10日(金)	桑名シティホテル
北勢	5月30日(木)	四日市都ホテル
鈴鹿	5月17日(金)	鈴鹿平安閣
津	5月17日(金)	三重県トラック会館
松阪	5月9日(木)	鳥羽シーサイドホテル

支部	開催日	場所
南勢	未定	
伊賀	5月18日(土)	伊賀SC
紀北	4月27日(土)	尾鷲研修センター
南紀	4月19日(金)	割烹 むかい

ご出席を心よりお待ち申し上げます。

◆ 全日本トラック協会関係表彰 受賞者

自動車運送事業の振興と業界発展に寄与した功績により下記の方が表彰されました。

(1) 全日本トラック協会表彰規程による表彰

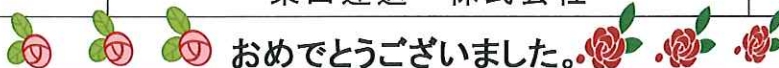
※社名五十音順/敬称略

種別	会社名	氏名
事業役員(感謝状)	伊井運輸 株式会社 マルイ運送 株式会社	伊井 雅春 様 本多 弘明 様
その他従事者 運送事業の従業者として 永年勤続され功績が顕著な方	F-LINE 株式会社 三糧輸送 株式会社 新成運輸 株式会社 長野第一物流 株式会社 株式会社 山博運送	森 勝彦 様 廣津 哲朗 様 桂山 豪郎 様 池田 秀和 様 岸田 伸二 様
運転者 運送事業の運転者として 30年以上勤務され優秀な方	桑栄運輸 株式会社 中川運輸 株式会社 久居運送 株式会社 三重執鬼 株式会社	松久 辰巳 様 白石 静雄 様 寺尾 剛 様 尾崎 賢司 様

(2) 正しい運転・明るい輸送運動表彰

全国一斉に実施した運動において成績優秀な方と事業所

種別	会社名	氏名
従業員	株式会社 田中運輸 株式会社 東海通商	田村 幸生 様 秦 俊安 様
事業所	柴田運送 株式会社	***



◆ 新入会員様のご紹介

会員名	(株)聖総業	TEL	059-324-0768
代表者名	芝山 純子	FAX	059-324-8024
支部	鈴鹿支部	規模	車両5両、従業員5名
所在地	〒513-0806 鈴鹿市算所5丁目19-30		

会員名	G's LOGICOM(株) 三重営業所	TEL	059-261-7497
代表者名	北井 啓之	FAX	059-261-5171
支部	津支部	規模	車両5両、従業員5名
所在地	〒514-2302 津市安濃町安濃2506-1		

◆ 会員様の所在地名称・変更等

北勢支部 (有)諸岡興業 退会

「会員名簿作成資料」や、その他にご報告いただいております変更箇所は
2019年度会員名簿に反映させていただきます。
まだ、返信をいただいていない会員様は送信いただきますようお願いいたします。

◆ 支部事務所の所在地名称・変更等

南紀支部事務所 住所/519-4325 熊野市有馬町5138 南郷運輸(有)熊野営業所 内
TEL/0597-89-1611 FAX/0597-89-5390

* 協会に対するご意見ご相談等をお寄せ下さい。 *

三重県トラック協会 FAX 059-225-2095

